

震度連動型
地震諸費用保険

重要事項のご説明



【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、震度連動型地震諸費用保険に関する重要な事項を説明しています。必ずお読みください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますので必要に応じてご確認ください。ご不明な点につきましては、中部電力ミライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 中部電力ミライズ株式会社の for 保存食ローリングストックプラン利用規約に記載された内容に同意いただいたことをもって、この書面を受領いただいたものとします。

契約概要

保険商品の内容
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

▼この書面における主な用語についてご説明します。

被 保 険 者	補償の対象となる方をいいます。
保 険 金 額	引受保険会社がお支払いする保険金の額をいいます。
震 度 観 測 建 物	被保険者が常時居住の用に供する建物をいいます。
判 定 対 象 期 間	補償期間において 72 時間以内に 2 以上の対象震度の地震が発生した場合は、これらを一括して 1 回の地震とみなし、これらの対象震度の地震のうち、はじめの対象震度の地震が発生した時に発生したものとみなしますが、この場合ははじめの対象震度の地震が発生した時以降 72 時間以内の期間をいいます。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

契約概要

震度連動型地震諸費用保険

- (ア) この保険は、被保険者が居住する地域で観測された地震の震度に応じて、定められた金額の保険金をお支払いするものです。
- (イ) この保険は、被保険者の居住地域における対象震度の地震が観測されたと同時に保険金請求権が行使されるものとみなし、被保険者からの事故のご連絡を必要とせず保険金をお支払いするため、あらかじめ保険金支払先をご登録いただきます。
- (ウ) この保険は、震度連動型地震諸費用保険普通保険約款に次の特約をセットしています。

震度連動型地震諸費用保険普通保険約款 + 包括契約特約（毎月報告・毎月精算）

(2)補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

中部電力ミライズ株式会社（以下、保険契約者）が提供する for 保存食ローリングストックプラン（以下、RS プラン）利用規約に定める被保険者となる所定の条件を満たした、RS プランの契約者（以下、「RS 契約者」）または RS 契約者が指定した方が被保険者となります。

②保険金をお支払いする場合

- (ア)引受保険会社は、震度観測建物が所在する市区町村^{（注1）}において、対象震度の地震が観測された場合^{（注2）}に、被保険者が損害を被ったものとみなし、その損害に対して、地震諸費用保険金をお支払いします。

- (イ)この保険における事故とは、地震をいいます。ただし、震度観測建物が所在する市区町村^(注1)において、対象震度の地震が観測された場合に限りです。
- (ウ)この保険契約の補償期間開始後に、震度観測建物が所在する市区町村^(注1)において、地方自治法に規定する市区町村^(注1)の廃置分合に基づく分割が生じた場合は、分割が生じる前の市区町村の外周内を、震度観測建物が所在する市区町村^(注1)とみなして(ア)および(イ)の規定を適用します。
- (注1) 市区町村には、政令指定都市の行政区等、法の定めにより設置されるものを含みます。
- (注2) 震源・震度に関する情報により発表された震度観測建物が所在する市区町村^(注1)の震度が、対象震度に合致する場合をいいます。気象庁が震源・震度に関する情報を発表することができない場合であって、震度観測建物が所在する市区町村^(注1)において、対象震度の地震が観測されたであろうことを引受保険会社が推定するときを含みます。

③保険金をお支払いできない主な場合

引受保険会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 保険契約者^(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反
- a. に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) a. に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) その他これらに類似の事変または暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

④お支払いする保険金

1回の事故につき、下表の対象震度に応じた金額を地震諸費用保険金としてお支払いします。

対象震度	保険金額
7	10万円
6強	3万円

【2つ以上の地震が発生した場合の取り扱い】

判定対象期間内に発生した2以上の対象震度の地震のうち、最も震度が大いものを、当該地震の震度とみなします。また、対象震度の地震が発生した順に適用します。

(3)複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複する可能性があります。その場合、対象となる事故についてはどちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。なお、RSプランのご契約時点で同種の補償がある方は、RSプランの利用規約に定めるとおり、この保険の被保険者とはなりません。

(4)補償期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

補償期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）はRSプランの適用開始日が属する月の翌々月1日午前0時から開始し、その日以降最初に到来する8月31日午後4時またはRSプランの適用終了日が属する月の翌月20日午後12時に終了します。詳細はRSプランの利用規約等をご確認いただくか、保険契約者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 地震が発生した場合や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発令時および南海トラフ地震発生時（半割れ含む）など、地震発生の蓋然性が高まった場合、その期間にRSプランをご契約された方については、補償開始時期が変更となる場合があります。
- その場合、地震発生の蓋然性が低下したと引受保険会社で判断した時以降に補償が開始します。補償が開始する初日に、補償開始をお知らせするメールを引受保険会社から被保険者にお送りします。

(5)補償期間の継続

契約概要

注意喚起情報

- 被保険者の補償期間は、RS契約者がRSプランを継続される場合、自動的に継続（以下、補償継続）されます。
- 引受保険会社が、普通保険約款、特約等を改定した場合、改定日以降を始期日とする補償継続にはその始期日における普通保険約款、特約等が適用されます。そのため、補償継続後の補償内容が補償継続前の内容と異なること、または補償継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- ③ 保険契約者が引受保険会社と締結するこの保険の契約を継続しなかった場合や解約した場合は補償継続されません。

2

告知義務(お申込み時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 被保険者になる方は、RSプランのお申込み時に必要事項について事実を正確にお申出（記載）いただく義務（告知義務）があります。
- (2) RSプランの申込み時における記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

危険に関する重要な事項

- ①震度観測建物の所在地
- ②この保険と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

3

通知義務(お申込み後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

被保険者は、次に記載する通知事項が発生した場合は、遅滞なく保険契約者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険期間の途中であっても被保険者の資格を失うことや保険金をお支払いできないことがあります。

通知事項

- ・RSプランの申込み時に記載した内容に変更が生じる場合

4

無効、失効、取消について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) RSプランの契約締結または申込みの後、次の事実該当する場合は、その事実が発生した時にこの保険の効力は失効します。また、その事実の発生した時以降に生じた地震に対して、既に保険金が支払われた場合は、引受保険会社は、保険契約者または被保険者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。
- ①被保険者が震度観測建物から転居した場合。ただし、転居について保険契約者または引受保険会社に通知し、転居先をこの保険契約の震度観測建物とすることを引受保険会社が承認した場合を除きます。
 - ②被保険者が死亡した場合。ただし、被保険者が死亡した日から1年以内に、震度観測建物に居住する被保険者の法定相続人が、この保険契約の被保険者の地位を承継する旨を申し出て、引受保険会社がこれを承認した場合を除きます。
 - ③RSプランを解約した場合。

5

被保険者証について

被保険者証は発行いたしません。RSプランのマイページに、この保険の被保険者となる方の情報、補償条件などが掲載されているので、内容をご確認ください。

6

調査について

RSプランの申込みに関して、保険に関連する項目の確認に必要な調査をさせていただくことがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

あいおいニッセイ同和損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、あいおいニッセイ同和損保ホームページ（[https:// www.aioinissaydowa.co.jp/](https://www.aioinissaydowa.co.jp/)）をご覧ください。

3 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させ、または発生させようとしたこと
- ② 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと

4 事故が起こった場合のご注意

(1) 事故の発生

①「1 商品の仕組みおよび引受条件等（2）②」に記載した保険金をお支払いする場合に合致（以下、お支払い条件に合致）した震度観測建物に居住する被保険者に対して、ご登録のメールアドレス宛に引受保険会社より保険金お受取り手続きのご案内をお送りします。保険金の支払先は、銀行口座もしくは電子マネー^(注1)よりご選択が可能です。地震発生後72時間以内^(注2)にお手続きを実施してください。

②保険金お受取り手続きを実施しないまま地震発生後72時間経過した場合は、地震発生時点のご登録内容に基づいて保険金のお支払い手続きを行います。

③この保険と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、保険金お受取り手続きの際にお申出ください。

④万が一保険金お受取り手続きのご案内が届かない場合や、お支払い条件に合致したかを確認したい場合には引受保険会社までご連絡ください。

（注1）ご選択可能な電子マネーの種類は、保険金お受取り手続きの際にご案内する保険金支払先登録サイトでご確認いただけます。なお、その電子マネーについてサービスの終了・停止や何らかの問題が生じてそのサービスが提供できなくなった場合は、銀行口座へのお支払いとなります。

(注2) 大規模通信障害や引受保険会社のシステム停止等、やむを得ない事情により一時的にサービスのご提供やお手続きに通常よりお時間をいただく場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

この保険と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はこの保険の普通保険約款をご確認ください。

(3) 引受保険会社が保険金を支払うために必要となる情報を受領していない場合

対象震度の地震が発生したときに引受保険会社が保険金をお支払いするために必要となる情報の告知または通知を受領していない場合、被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合があります。

保険金請求に必要な書類または証拠
①震度観測建物の住所を確認できる書類
②保険金支払先の情報を確認できる書類

(4) 保険金のお支払い時期

引受保険会社は請求完了日^(注)からその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社はこの保険の普通保険約款に定める期日までに保険金をお支払いします。

(注) 引受保険会社が保険金を支払うために必要となる情報を保有していない場合には、保険金を支払うために必要となる情報を引受保険会社が受領したときとなります。

(5) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3 年）があります。保険金請求権が発生する時期等、詳細はこの保険の普通保険約款をご確認ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのお問い合わせ、保険商品についてのお問い合わせは、専用チャットボットにて承ります。

チャットボットで解決しない場合は、お問い合わせフォームをご案内させていただきます。

あいおいニッセイ同和損保

震度連動型地震諸費用保険 中部電力ミライズ株式会社 専用チャットボット

URL:<https://webagent.bedore.jp/page.html?token=525f1c51-37ca-410f-983a-7d83f01725cd&config-index=31>

●受付時間 24 時間 365 日

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） **0570-022-808**

●受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]

●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

●携帯電話からも利用できます。

●電話リレーサービス、IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。

●おかけ間違いにご注意ください。

●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)